

予算と法律との不一致に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十三年一月二十四日

林

芳

正

宮

沢

洋

一

参議院議長 西岡武夫殿



予算と法律との不一致に関する質問主意書

予算と法律との不一致が生じた場合の政府の見解について、以下のとおり質問する。

一 予算は成立しているが、歳入予算に関連する税法が成立していない場合、予算は執行できるのか。執行できるとした場合、その執行にはどのような制約があるのか。

二 予算は成立しているが、歳入予算に関連する公債発行の根拠法が成立していない場合、予算は執行できるのか。施行できるとした場合、その執行にはどのような制約があるのか。

三 予算は成立しているが、歳入予算に関連する税法及び公債発行の根拠法が成立していない場合、予算は執行できるのか。執行できるとした場合、その執行にはどのような制約があるのか。

四 予算は成立しているが、当該年度の地方交付税の総額を確保するための根拠法が成立していない場合、国から地方団体への交付税の交付にはどのような影響が生じるのか。

右質問する。

